



# 廢墟写真事件

---

---

digidoc646

---

## 事実の概要

---

X、Yはいずれもプロの写真家である。

Xは廃墟を被写体とする写真を撮影し、これを書籍として刊行した。これに対してYもXが撮影したのと同じ廃墟を被写体とする写真を撮影し、これを書籍として刊行した。

Xは、YがX撮影の原告各写真と同一の被写体を撮影して写真を作成し、これを掲載した書籍（被告各書籍）を出版・頒布した行為は、Xの写真の著作物の著作権（翻案権、複製権、譲渡権）、著作者人格権（氏名表示権）、および法的保護に値する利益（民法709条）を侵害し、また「廃墟写真」というジャンルの先駆者であるXの名誉を毀損したと主張して、Yに対し被告各書籍の頒布等の差止め、廃棄、損害賠償等を求めた。

一審判決は、Yの写真からXの写真的表現上の本質的特徴を直接感得することはできないとして翻案物であることを否定し、名誉棄損や法的保護に値する利益の侵害の不法行為についても否定して、Xの請求をいずれも棄却した。

請求棄却。

## 1. 著作権侵害の成否について

裁判所は翻案の判断基準および写真著作物の本質的特徴について、「著作物について翻案といえるためには、当該著作物が、既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、増減、変更等を加えたものであることがまず要求され（最高裁平成13年6月28日第一小法廷判決・民集55巻4号837頁（江差追分事件））、この理は本件における写真の著作物についても基本的に当てはまる。本件の原告写真1～5は、被写体が既存の廃墟建造物であって、撮影者が意図的に被写体を配置したり、撮影対象物を自ら付加したものでないから、撮影対象自体をもって表現上の本質的な特徴があるとはできず、撮影時季、撮影角度、色合い、画角などの表現手法に、表現上の本質的な特徴があると予想される。」と述べ、その上で以下のように個別の写真ごとに判断を示した。

・「被告写真1が原告写真1の翻案に当たるか否かについてみるに、原告写真1は、群馬県松井田町に所在する国鉄旧丸山変電所の内部を撮影したものであるが、原告書籍1「棄景」が全体の基調としているように、モノクロ撮影を強調しハイコントラストにしたものである。控訴人がこれを翻案したと主張する被告写真1は、被告書籍1「廃墟遊戯」及び被告書籍4「廃墟遊戯-Handy Edition」に収録されているが、これら被告書籍が基調としているように、枯れ葉色をベースにしたカラー写真である。原告写真1と同じく、旧国鉄丸山変電所の内部が撮影対象である。

しかし両者の撮影方向は左方向からか（原告写真1）、右方向からか（被告写真1）で異なり、撮影時期が異なることから、写し込まれている対象も植物があつたりなかったりで相違しているし、そもそも、撮影対象自体に本質的特徴があるということはできないことにかんがみると、被告写真1をもって原告写真1の翻案であると認めることはできない。」

・「被告写真2と原告写真2の関係をみるに、両者とも、栃木県足尾町に所在する足尾銅山付近の通洞発電所跡（建物外観）を撮影したものであり、建物右下方向からの撮影であって構図の点では近似している。しかし、撮影対象が現に存在する建物跡であることからすると、たとえ構図において似ていても、写真において表現されている全体としての印象が異なっていれば、一方が他方の翻案に該当するものと認めることはできない。撮影時季が違うことは、特に原告写真2でセピア色の中で白色に特徴付けられて写真左下に写っているすすきが、建物の色感覚をそのまま撮影したであろうと印象付けられる被告写真2にはなく、その位置に緑色の植物が写っていることから明らかである。これらの印象の違いと撮影物の違いにかんがみると、被告写真2が原告写真2の翻案に当たるということはできない。」

・「原告写真3と被告写真3は静岡県修善寺町所在の大仁金山付近の建物外観を撮影したものであり、原告写真4と被告写真4は東京都奥多摩町に所在する奥多摩ロープウェイの機械室内部を撮影したものであるが、いずれも現に存在する建築物の外観あるいは内部を撮影したものであって、撮影方向が違う以上、これら被告写真が原告写真の翻案に当たるということはできない。」

原告写真3と原告写真4は、モノクロないしセピア色を基調とした写真であり、特に原告写真4はコントラストの強さを持ったものであって、ほぼありのままを伝えようとする印象を持つ被告写真3、4にはない強いインパクトを与えるものとなっている。」

・「原告写真5と被告写真5は、ともに秋田県大館市に所在する奥羽本線旧線跡の橋梁跡を撮影したものであるが、同様に現存する建築物を撮影したものであり構図も違うから、この点において既に被告写真5が原告写真5を翻案したものということはできない。」

以上のように、いずれの写真についても翻案の成立が否定された。



### 2. 法的保護に値する利益侵害の不法行為について

「控訴人が原告各写真について主張する法的保護に値する利益として、まず廃墟を作品写真として取り上げた先駆者として、世間に認知されることによって派生する営業上の諸利益が挙げられている。しかし、原告各写真が、芸術作品の部類に属するものであることは明らかであるものの、その性質を超えて営業上の利益の対象となるような、例えば大量生産のために供される工業デザイン（インダストリアルデザイン）としての写真であると認めることはできない。廃墟写真を作品として取り上げることは写真家としての構想であり、控訴人がその先駆者であるか否かは別としても、廃墟が既存の建築物である以上、撮影することが自由な廃墟を撮影する写真に対する法的保護は、著作権及び著作者人格権を超えて認めることは原則としてできないというべきである。そして、原判決……に記載のとおり、「廃墟」の被写体としての性質、控訴人が主張する利益の内容、これを保護した場合の不都合等、本件事案に表れた諸事情を勘案することにより、本件においては、控訴人主張の不法行為は成立しないと判断されるものである。」として不法行為の成立を否定した。

## 廃墟写真事件

<http://p.booklog.jp/book/103147>

著者 : digidoc646

著者プロフィール : <http://p.booklog.jp/users/digidoc646/profile>

感想はこちらのコメントへ

<http://p.booklog.jp/book/103147>

ブックログ本棚へ入れる

<http://booklog.jp/item/3/103147>

電子書籍プラットフォーム : ブクログのパー ( <http://p.booklog.jp/> )

運営会社 : 株式会社ブクログ